

あんぱち増し増しクーポン券等取扱店募集要項

1. 趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、消費下支え等を通じた生活者支援及び、町内経済の活性化を図ることを目的として「あんぱち増し増しクーポン券等事業」を実施します。この事業に参加する取扱店を募集します。

2. 募集資格・条件

安八町内に店舗等を有する事業所又は安八町商工会に加盟している事業所で、下記に該当しない者

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者
- 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの又はこれに類する者
- 法令又は公序良俗に反する者
- その他、本事業の目的に照らして、不適当と町長が判断する者

3. 使用対象外物品等

次の物品は使用対象外とする。

- 不動産や金融商品
- たばこ
- 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 国税、地方税や使用料などの公租公課
- 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料等の公共料金
- 医療費
- その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

4. 商品券の概要

- 商品券は、額面1,000円券10枚綴を8,000円で販売する。
- 釣り銭額は出さないものとする。
- 取扱店は、商品券を持参した消費者に対し、令和7年8月1日（金）から令

和7年10月31日（金）に限り商品券記載額に相当する物品の販売又は役務の提供（使用対象外物品等を除く）を行う。

- いかなる理由があろうとも、有効期限後の商品券は使用できない。

5. 申込方法

希望する事業者は、別紙「あんぱち増し増しクーポン券取扱事業者登録申請書」に必要事項を記入し、下記の宛先まで提出する。また、インターネットでの申請も可能とする。取扱事業者登録手数料は無料とする。

〒503-0198

岐阜県安八郡安八町氷取161番地 安八町役場 総務課 宛

TEL 0584-64-7100

メール soumu@town.anpachi.lg.jp

6. 申込期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月15日（火）までに申込手続きを完了した事業所は、商品券購入者等に配布するチラシ及び町ホームページに掲載する。令和7年7月16日（水）以降の申込事業者については町ホームページのみ掲載をし、チラシへの掲載はしないものとする。

7. 取扱事業者の決定について

申込のあった事業者については審査を経て承認し、結果は郵送で通知する。

8. 取扱事業者について

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取消、損害金が生じた場合は請求する可能性があります。

9. 換金について

商品券の換金を受けようとする取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券及び指定の換金請求書を安八町役場総務課へ提出し換金を申し出る。

取扱店の換金手数料は無料とする。

町は、別記1のスケジュールに従って、商品券に記載された金額を取扱店の登録口座へ入金する。

換金請求は、令和7年8月1日（金）から令和7年11月14日（金）の期間とする。この期限を過ぎたものは、いかなる理由があろうとも換金に応じない。

10. 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町へ連絡すること。その際の責については町にて協議する。
- 換金目的の商品券の購入は行わないこと。
- 自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- 商品券を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- 町は、取扱店がこの要項の各事項に違反すると判断した場合は、取扱店資格を取り消すものとする。

別記 1 振込スケジュール

回数	換金申込日			振込予定日
1	8 月 1 日(金)	～	8 月 12 日(火)	8 月 25 日(月)
2	8 月 13 日(水)	～	8 月 25 日(月)	9 月 12 日(金)
3	8 月 26 日(火)	～	9 月 12 日(金)	9 月 25 日(木)
4	9 月 16 日(火)	～	9 月 25 日(木)	10 月 15 日(水)
5	9 月 26 日(金)	～	10 月 10 日(金)	10 月 24 日(金)
6	10 月 14 日(火)	～	10 月 24 日(金)	11 月 14 日(金)
7	10 月 27 日(月)	～	11 月 10 日(月)	11 月 25 日(火)
8 最終	11 月 11 日(火)	～	11 月 14 日(金)	12 月 15 日(月)

※事務処理の都合上、変更となる場合があります。

問い合わせ先

安八町役場 総務課

〒503-0198 岐阜県安八郡安八町氷取 1 6 1 番地

電話：0584-64-7100（直通）FAX：0584-64-5014